○文部科学省告示第百五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財のうち中欄に掲げる部分の指定を解除し、下欄のように改める。

平成二十三年十月二十八日

文部科学大臣　中川　正春

上欄		中欄	下欄					
名称	関係告示		名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
石岡第一発電所施設 取水堰堤 沈砂池 第一号水路橋 第二号水路橋 水槽 水槽余水路 調圧水槽 本館発電機室 本館旧変圧器室 本館変電室	平成二十年文部科学省告示第百七十二号	水槽	石岡第一発電所施設 取水堰堤 沈砂池 第一号水路橋 第二号水路橋 水槽余水路 調圧水槽 本館発電機室 本館旧変圧器室 本館変電室	三所 一基 一基 一基 一棟 一棟 一棟	重力式コンクリート造堰堤、堤長三〇・〇メートル、堤高六・二メートル、制水門、排砂門、石積護岸及び第一号開渠附属 鉄筋コンクリート造、延長五三・五メートル、上下流制水門付、側水路（上流制水門を含む）、余水路及び第二号開渠附属 鉄筋コンクリート造単アーチ橋、橋長一二・二メートル 鉄筋コンクリート造単アーチ橋、橋長二〇・〇メートル 石造及び鉄筋コンクリート造、延長二一二・七メートル、水槽排砂路、水槽・調圧水槽間水抜路及び減勢池附属 鉄筋コンクリート造円筒形水槽、直径八・二メートル、高さ一一・〇メートル、接続部附属 鉄筋コンクリート造、建築面積二六四・九九平方メートル、鉄板葺、放水路及び石積護岸附属 鉄筋コンクリート造、建築面積一三九・二五平方メートル、鉄板葺、東面発電機室に接続 鉄筋コンクリート造、建築面積一四九・〇六平方メートル、二階建、鉄板葺、高圧線引入口付、東面旧変圧器室に接続	東京発電株式会社	東京都港区三田二丁目七番一三号	茨城県高萩市大字横川、同北茨城市中郷町石岡

○文部科学省告示第百五十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十三年十月二十八日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十月二十八日

文部科学大臣　中川　正春

名称	構造及び形式	所在地
夕張鹿鳴館（旧北炭鹿ノ谷倶楽部）	木造平屋建、鉄板葺、建築面積一六〇九平方メートル	北海道夕張市鹿の谷二―四―一
蟹仙洞展示館	鉄筋コンクリート造一部木造二階建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積一七四平方メートル	山形県上山市矢来四―二九九―七他
蟹仙洞旧長谷川家住宅主屋	木造二階建、スレート葺、建築面積二七四平方メートル	山形県上山市矢来四―一一一他
蟹仙洞旧長谷川家住宅東土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積一〇一平方メートル	山形県上山市矢来四―一二三三他
蟹仙洞旧長谷川家住宅南土蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積五一平方メートル	山形県上山市矢来四―一二三三他
山城屋旧館	木造二階建、鉄板葺、建築面積二一九平方メートル	山形県上山市湯町二七七他
山城屋荷蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積四八平方メートル	山形県上山市湯町二七七他
旅館よね本旅館棟	木造二階建、鉄板葺、建築面積一七八平方メートル	山形県上山市沢丁四二一
冠木商店主屋及び座敷蔵	木造及び土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二六八平方メートル	福島県喜多方市字一丁目四五三六―一
冠木商店質蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	福島県喜多方市字一丁目四五三六―一
冠木商店南の蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積六〇平方メートル	福島県喜多方市字一丁目四五三六―一
旧嶋新商店店舗蔵	木造二階建、瓦葺、建築面積一〇〇平方メートル	福島県喜多方市字一丁目四六四七―一
旧嶋新商店座敷蔵及び主屋	土蔵造及び木造二階建、瓦葺及び鉄板葺、建築面積一八五平方メートル	福島県喜多方市字一丁目四六四七―一